

1) 判決申渡しまで

天保12年(1841)も押し詰まった12月、鳥居は首尾よく矢部を失脚させ、自らが南町奉行となった。しかし矢部追及の手を緩めることはなかった。完膚なく矢部を打ちのめさせなければ、いつ反旗を翻すかわからないからである。

五郎左衛門は正月早々に獄死しているので、口上書はいかようにも作成できる。新見の日記には水野、鳥居が五郎左衛門、そして矢部の罪状を固めて行く過程が読み取れる。

1月20日の項に

一仁木(杉)五郎左衛門その外の者共不屈きの取り計らい致し候一件の者共、昨19日評定所へ呼び出し吟味の趣申し上げ」

とあり、生存している事件関係者が評定所に呼び出され、尋問を受けている。

また御側御用取次ぎから将軍にも関係書類が提出されている。

一1月23日

「鳥居甲斐守組元与力仁木(杉)五郎左衛門その外の者共不屈の一件、口上書・口書等、昨22日評定所に於いて口口候趣申し上げ」

一1月28日

「鳥居甲斐守元紅与力仁杉五郎左衛門初筆御仕置き伺い1冊、筒井紀伊守・矢部駿河守御咎め伺い帳面一冊、通物11、外に帳面1冊・通物3通」

3月になると処罰案についての書類が見え始める。3月5日の項に

一矢部駿河守御咎め当たりの儀、御年寄共評議に付き猶又伺い

とあり、矢部の処分案が年寄(老中)共で評議をしている。また町奉行の与力、同心についても次のような書類が将軍に上げられている。

一3月11日

「鳥居甲斐守組同心、場所不相応に付き御暇申し渡すべき旨伺い、風聞書一冊添え」

一3月18日

「鳥居甲斐守組与力・同心等不取り締まりの儀に付き風聞書」

評定所での吟味が始まると、矢部に対して尋問が行なわれ、各々答弁書が出されているが、最初の答弁書が「不分明」ということで、再度尋問が行われたことがわかる。

この一件の関係者の取り調べと供述書が提出され、評定所の審理が進んだ。実際に将軍が目を通したかどうかは別にして、毎日のように書類が将軍と老中の間を行き来して、判決の骨子が固まって行く様子が見てとれる。

いよいよ関係者への判決内容が固まり、判決の前々日、

一3月19日

「松平和之進、右の者へ矢部駿河守御預け仰せ付けらるべき哉」という伺書が将軍に提出され、承認された。これにより矢部を桑名藩預けとすることが正式決定した。これらの調査、罪状の判決文の起草が目付職にあった鳥居の主導で行われたことはいうまでもない。

2) 五郎左衛門への判決

五郎左衛門への判決申渡しは天保13年3月21日、辰ノ口の評定所で行われた。江戸幕府の公式記録である徳川実紀のこの日の項にも簡潔ではあるが、右のように記されている。

この日、西城留守居前町奉行筒井紀伊守は与力仁杉五郎左衛門が事に座せられて職とかれ、御前をとどめられる。寄合矢部駿河守はとがめられて松平和之進へながくあづけられ。前町奉行駿河守与力仁杉五郎左衛門はながらえば死罪たるべく、その子二人は遠流に処せらる。また連座のもの多し。

既に獄死している五郎左衛門のかわりに名代が判決申渡しを受けたであろうが、長男鹿之助、次男清之助も罪を問われることになったから、おそらく名代は従兄弟の仁杉八右衛門幸雄が勤めたものと考えられる。

この日は他の事件関係者多数の処分が申し渡されたが、元南町奉行筒井政憲、前南町奉行矢部定謙の2代の町奉行への判決申渡しも同時に行われたから、世間の注目度も高く、一与力への判決であるが、水野忠邦日記、新見正路日記などにも記事があり、藤岡日記、川崎紫山の「矢部駿州」16には判決文の全文が残されている。

史料5000に原文の全文を掲載したが、ここにはその読み下し文を示す。この判決文の主文は「存命ならば死罪」という厳しいものであった。

仁杉五郎左衛門

其の方儀、去る天保7年、市中御救米取扱掛を勤めた節、米の買付を町方御用達に申し付け、仙波太郎兵衛他二人より時候見舞の反物を受け取った。太郎兵衛の米買付が遅れた時、厳しく遅れた理由を問い質したが、その後、太郎兵衛が持ってきた金子入りの菓子箱を返却はしたものの、この事を上司に報告せずに済ませた。

さらに米の買付が捗らないからと自分の一存で、深川佐賀町の又兵衛という男を太郎兵衛に紹介し、太郎兵衛の手代という名目にして越後に行かせた。

又兵衛から米代金為替を送るよう知らせがあった時、太郎兵衛に大金の調達を申し付け、それができなければ太郎兵衛の沽券を取りあげて、それを担保に金を作るなどと強圧的に出て、とうとう1万両の為替をつくらせた。

又兵衛の買付米は5百俵余りになったが、この米の売却金と、以前からの米との相場違いで浮いた金から2百両を受取った。更に買付米の勘定書を作る時、太郎兵衛他二人に、又米兵衛が越後で買付けた米が延着してその時の相場より安値の場合、不足金は勘定の方に組み込んで、事実と相違する帳簿をでっちあげた。

また、買付米を江戸で扱って価格操作に協力した本材木町の孫兵衛達には、新

規に米問屋の中に加えられるようにとの願書を差し出させ、この願書に筆まで加えてやり、やがて願書どおりに東国米穀問屋の名が許可された。このお礼として問屋たちから、鯉節一箱、具足代65両を受取った。その後毎年、本人と妾へ2両2分ずつ送られていた。また大坂に旅立った時、餞別として50両を受け取った。

息子の鹿之助が与力見習い中に突然家出した。武州瀬戸村の藤助方にいるという話を聞き部下の同心、佐久間伝蔵ほか1名を同村にやって連れ戻した。また鹿之助は身持ちが悪く金を使うので仁杉も金に困り、孫兵衛から融通を受けることがあった。

このように、御救米掛を指揮する立場におりながら、公儀を欺く手段をとったことは誠に許し難い。存命なら死罪を申付けるところだが、病死したとの事。しかし死罪の旨は承知せよ。

この内容を整理し箇条書きにすると次のようになる。

仁杉五郎左衛門、其の方は去る天保7年、市中御救米取扱掛を勤めたおり、

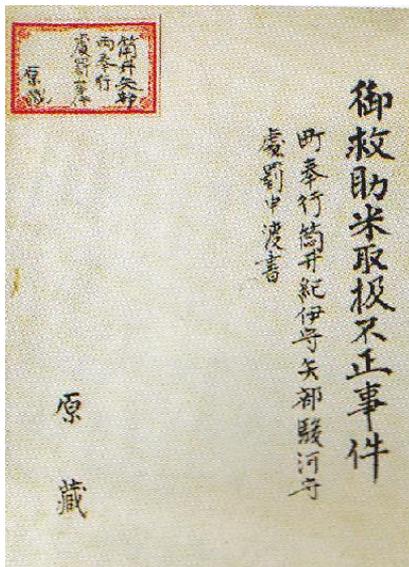
- ① 米の買付を町方御用達に申し付け、仙波太郎兵衛他2人より時候の見舞の反物を受けとった。
- ② 太郎兵衛の米買付が遅れた時、遅れた理由を厳しく問い質したが、太郎兵衛が持って来た金子入りの菓子箱は後に返却したものの、この事を上司（奉行）に報告しなかった。
- ③ 更に米の買付の進捗が良くないからと、自分の一存で深川佐賀町の又兵衛という男を太郎兵衛に紹介し、太郎兵衛の手代という名目にして越後に行かせた。又兵衛から米代金為替を送るよう知らせがあった時、太郎兵衛に大金の調達を申し付け、それが出来なければ太郎兵衛の沽券(権利書)を取りあげて、それを担保に金を作るなどと強圧的に出て、とうとう1万両の為替をつくらせた。
- ④ 又兵衛の買付米は5百俵余りになったがこの米の売却金と、以前からの米との相場違いで浮いた金から2百両を受取った。
- ⑤ 更に買付米の勘定書を作る時、太郎兵衛他2人に、又兵衛が越後で買付けた米が延着してその時の相場より安値の場合、不足金は勘定の方に組み込んで、事実と相違する帳簿をでっちあげた。
- ⑥ また、買付米を江戸で扱って価格操作に協力した本材木町の孫兵衛達には、新規に米問屋の中に加えられるようにとの願書を差し出させ、この願書に筆まで加えてやり、やがて願書どおりに東国米穀問屋の名が許可された。このお礼として問屋たちから、鯉節1箱、具足代65両を受取った。
- ⑦ その後毎年益暮に（孫兵衛から）本人と妾へ2両2分ずつ贈られていた。
- ⑧ また大坂に旅立った時、餞別として50両を受け取った。
- ⑨ 息子の鹿之助が与力見習い中に突然家出した。武州瀬戸村の藤助方にいるという話を聞き部下の同心、佐久間伝蔵ほか1名を同村にやって連れ戻した。また鹿之助は身持ちが悪く金を使うので仁杉も金に困り、孫兵衛から融通を受けることがあった。

- ⑩ このように、御救米掛を指揮する立場におりながら、公儀を欺く手段をとったことは誠に許し難い。存命なら死罪を申付けるところだが、病死したとの事。しかし死罪の旨は承知せよ。

仁杉五郎左衛門は、審理中の拘置所である揚屋で、毒殺されたのか病死したのか真偽は不明だが、この判決文では「病死した」と記されている。

3 矢部駿河守への判決

下の写真は元奉行・筒井紀伊守および前奉行・矢部駿河守への「御救助米取扱不正事件の処罰申渡書」という史料の表紙である。南町の元・前奉行に対する判決文を南町奉行所が書写したものと考えられる。（四番町歴史民族資料館蔵）



判決の日、3月21日夕方、下谷二長町の拝領屋敷で謹慎していた矢部のところに、寄合肝煎の鍋島内匠と筑紫右近が来て評定所からの呼出を伝えた。

評定所へはまず鍋島の乗物（駕籠）、ついで矢部の駕籠、後ろに筑紫が続ぎ、矢部の駕籠には格式どおりの槍を立てて行ったという。桑名藩への御預けの申渡しは遠山左衛門尉（北町奉行）、榊原主計頭の立ち会いのもと、大目付の初鹿野美濃守から行われた。矢部追い落としの張本人であり、判決書も起草したといわれる鳥居は現職の南町奉行だが立ち会っていない。8つ時（およそ10時）には桑名藩から300人ほどの人数が矢部の引き取りに来て、本八丁堀の屋敷に連れて帰ったという。

判決文の全文は史料編に掲載し、ここにはその読み下し文を示す。

矢部駿河守
その方儀、町奉行あい勤め候節、組与力仁杉五郎左衛門、同心堀口六左衛門外五人、去る申年市中御救い米とりあつかい係あい勤め、品々不正の取りはからいに及び候始末、巨細の儀はあいわきまえず候とも、さいぜん御勘定奉行勤役中、町方御用達仙波太郎兵衛より右御救い米勘定書控、内々差し出させ、あるいは西丸御留守居勤役中、堀口六左衛門へ申し談じ、内々取調べさせ候由につき、おって町奉行仰せ付けられ候わば、さっそく嚴重に取り計らいこれあるべきところ、その儀これなく、右六左衛門伴堀口貞五郎を、同心佐久間伝蔵殺害におよび、高木平次兵衛へ疵負わせ、伝蔵自害いたし候節、同人妻かねへ心当たりの有無、其方あい尋ね候ところ、御救い米勘定の儀につき、六左衛門等その身の不正を覆さんため、伝蔵重立ってとりはからい候よう申しなし、心外のよしかねて話しきき候あいだ、右遺恨をふくみ刃傷に及び候儀にてもこれあるべき段、書面をもってあい答え、伝蔵変死も五郎左衛門そのほかの者、兇年の危急陸救い候場合、格別骨折り候とて、寛宥の御沙汰を希い候心得をもって、役儀など等閑の趣意にて、御暇、押し込め等申し付け候方に、内意申し開き候につき、吟味を遂げたるところ、

品々不とどきの始末白状に及び、五郎左衛門は死罪、そのほかそれぞれ御仕置お
おせつけられ候、右一件そのほう町奉行おおせつけられ候以前、支配ちがいの者
どもへ申し談じ、詮索に及び候段、筋ちがいの至りにこれあるところ、町奉行お
おせつけられ候後は、かえって取りつくろい候取り計らいこれあり。 かつまた
右吟味巾は別して万端慎みまかりあるべきところ、みだりに懇意の者どもへ、こ
のたびの儀は宥罪の体に自書をもって申しやり、または御政事向きならびに諸役
人の儀等、品々誹講せしめこれまた同道の者をもって所々へ申し触れさせ候段は、
人心狂惑いたさせ候手段とあい聞こえ候。さらに身分柄に似合わぬ心底、不とど
きの至りに候、これにより松平和之進へ永御預け仰せ付けらるるものなり。右の
通り本日評定所において大目付初鹿野美濃守、町奉行遠山左衛門尉景元、御目付
榑原主計頭殿お立会いの仰せ渡し候

天保13年寅年3月21日

矢野駿河守書印

改易

矢部鶴松

養父駿河守不届きの品これあるにつき、松平和之進へお預けおおせ付けられ、こ
れに依り、其方儀改易仰せ付けられるものなり、右の通り、本日評定所において
大目付初鹿野 (以下 略)

矢部はこの判決で桑名藩お預けとなるが、町奉行という重職にあった者に、家名断絶、
本人は他家預けという重罰を課するのは、幕府の歴史においてほとんど前例がない。

矢部はよほどの犯罪をおかしたようにみえるが、実際、何が厳罰の理由なのか、判決
文を読んでも理解に苦しむ。

この一件の取調べ主任を命じられたのは遠山左衛門尉、矢部に判決を言い渡したのは
大目付初鹿野美濃守であった。しかし、矢部を重罪に処する口実ともいえる判決文を
草案したのは、老中首席という最高実力者の意図を受けて矢部の罪状形成に働いた鳥居
耀蔵である。

この判決書では五郎左衛門の天保7年(1836)当時の罪状をまず挙げている。天保
7年9月時点では、矢部はまだ大坂町奉行で、もちろん五郎左衛門とは何の関係ない。
9月末に江戸に戻って勘定奉行になったが、この段階でも、五郎左衛門とはもちろん無
関係である。

ここに鳥居が何としてもやべの罪状をでっちあげたいとする意思が読み取れる。

矢部への判決文の内容を整理すると次のようになる。

- 1 仁杉五郎左衛門は去る7年、市中御救米取扱掛をつとめていたが、その米の買付を
町方御用達の仙波太郎兵衛ほか二人に申し付けた。

この時、五郎左衛門は反物などを受け取った。さらに太郎兵衛の米買いつけが遅れ
たとき、厳しく遅れた理由を問いただしはしたし、太郎兵衛が持ってきた金子入り
の菓子箱を返しはしたものの、これらのことを上司に報告しなかつた。

さらに五郎左衛門は・買いつけ米の方のはかがいかなからといつて、自分の一存で、深川佐賀町の又兵衛という男を太郎兵衛に紹介して、太郎兵衛の手代という名目にして越後にいかせた。

又兵衛から米代金為替を送るよう知らせがあったとき、五郎左衛門は太郎兵衛に大金の調達を申しつけて、それができなければ太郎兵衛の沽券を取りあげて、それを担保に金をつくるなどと強圧的に出て、とうとう1万両の為替をつくらせた。

又兵衛の買いつけ米は500俵余りになったが、この米の売却金と、以前からの米との相場違いで浮いた金から五郎左衛門は200両を受け取った。

- 2 さらに買いつけ米の勘定書をつくるとき、太郎兵衛ほか二人に、又米兵衛が越後で買いつけた米が延着してその時の相場より安値の場合、不足金は勘定のほうに組み込んで、事実と相違する帳簿をでっちあげた。

さらに、買いつけ米を江戸であつかつて価格操作に協力した本材木町の孫兵衛たちには、新規に米問屋の中に加えられるようにとの願書を差し出させ、五郎左衛門はこの願書に筆まで加えてやり、やがて願書どおりに東国米穀問屋の名が許可された。このお礼として問屋たちから、鯉節一箱、具足代65両が五郎左衛門に送られた。その後毎年、仁杉と妾へ2両2分ずつおくられていた。

また彼が大坂に旅立ったとき、餞別として50両を受け取った。

以上のように、判決書の前半は五郎左衛門のお救い米買いつけの不正をあばき糾弾することに費やされている。

- 3 さて矢部駿河守、彼が町奉行を勤めていたとき、部下に与力仁杉五郎左衛門、同心堀口六左衛門ほか5人がいた。

この者どもが去る天保7年、御救米取扱掛を勤めていた際いろいろの不正を働いたことの内容については駿河守も知るまい。

しかし、以前に勘定奉行在任中に、町方御用達の仙波太郎兵衛より右御救米勘定書の写しを内々に受けとっているし、さらにまた西の丸留守居のとき堀口六左衛門をよんで、こつそり調べている。

それなら町奉行に就任したならば早速嚴重な取調べがあつて当然なのに、一向にそんなことがなかった。

- 4 右の六左衛門俵の貞五郎を、同心の佐久間伝蔵が殺害し、高木平次兵衛にも傷を負わし、伝蔵自身は自殺したという事件のとき、六左衛門と妻かねに何か心当たりはないかと駿河守自身が聞いたところ、御救米勘定のこと六左衛門たちが自分らの不正をかくすために、あれは伝蔵が主として担当していたことだといひふらしたものと誤解して伝蔵が刃傷におよんだことだろうとの書面が提出された。

- 5 すべては五郎左衛門の不正より起こっているのに、駿河守は、彼は凶年の危急を救うという緊急の際に格別に骨を折った者であるから、寛大な処分を願いたいといひねらいで、お暇(いとま)で押し込めぐらいで済むとの内意を、本人に伝えていた。ところがいろいろ五郎左衛門らを調査し審問したところ、不ゆきとどきの一切を白状したので、本人は死罪、そのほかの者どももそれぞれ仕置きされた。

そしてここからが矢部の罪状となる。

- 7 右の一件において駿河守は、まず第一に町奉行就任以前には自分の管轄以外の者たちと話し合い、調べをやるという筋違いのことをやっている。
第二に町奉行に就任後はかえって犯罪を取りつくろうようなやり方を進めていた。
とくに初めに事件のことを矢部に尋ねたときは、まるで覚えのないことだといひ、再度の尋ねには、そのとおりだと答えたのは、まことに不明朗な態度である。
- 8 さらに右の取調べ中は、とりわけ身を慎んでおるべきなのに、みだりに愾意の考たちへ、こんどのことは無実の罪だなどとの書簡を送り、または御政治向きや諸役人のことをいろいろ誹謗した。
この誹謗は自分に同意する者たちの口から方々に流したりしたが、これは人心をまどわせ、たぶらかす行為というもので、その身分に似合わぬものであり、心底不ゆきとどきの至りである。
- 9 これによって松平和之進（桑名藩主）へお預けを申しつける。

与力の不正事件の処理がまずかったという罪科だけであれば、おそらく筒井と同様に「御役御免差し控」程度のお咎めで済んだのであろうが、冤罪の主張と、幕政と役人批判が重なり重罪とされたのであろう。

結局、矢部定謙は、桑名藩松平和之進へ御預けとなった。また養子の矢部鶴松は翌日、3月23日呼び出され、「父の咎による改易」を申し渡された。

なお、新見日記には判決の後に次のような記事が見られる。

—3月25日 「矢部駿河守書物の儀に付き、鍋島内匠直孝（小普請組支配）口上書」

—3月26日 「矢部駿河守残し置き候書物、鍋島内匠、板橋左五兵衛方より請け取り差出し候帳面」

4) 筒井への判決

同じ日、天保7年当時の南町奉行であった筒井伊賀守（この当時には紀伊守を名乗っていた）にも判決が申し渡されている。この時筒井は西丸御留守居役という閑職にあった。伊勢守の屋敷で名代深沢弥七郎に対して申し渡された判決の主文には

—お救の筋に付、米買付方等を五郎左衛門一人に悉く任せ置いたのは不束の至である。

これによりお役御免、差扣を仰せ付けらる。

とあり、南町奉行当時の監督責任を咎められているが、お救い米買付に問題があったとすればその直接の責任者であるにもかかわらず、その罪は矢部に比べればはるかに軽く、「御役御免差扣被仰付」だけであった。

前述の徳川実記にも

—西城留守居前町奉行筒井紀伊守は与力仁杉五郎左衛門が事に座せられて職とかれ、御前をとどめられる。

とある。なお、筒井はしばらく西之丸留守居の職にあったが、後に学問、外国奉行として外国との折衝にあたるなど幕閣の重要な役職を占め、復活を遂げている。

下に判決文の読み下し文を示す。(原文は史料 5000 参照)

申し渡しの覚

西丸御留守居 筒井紀伊守

名代 深沢弥七郎

其の方、町奉行勤役中、去る申年、市中お救い筋につき、町人共より差出候取替金下げ候時節に至り、米間屋中買い候売米口銭、彼米之内より積金致し置き、下グ遣し候積りの至法同済の趣は、元来米屋共冥加の心得を以て差し出候義にこれありとて、平和の年等にも取立方猶予致し罷り在り、又は窮民共へ下されに相成り候所、両替屋共買持銭下し候戻し方の義も、是又米屋共へ利害に及び、右積金の内或は借金等を以て下げ遣すべきとの心得にて其俣に打過、一応申立も致さず差し置き候段、不行屈の取計い、其の上右御救米取扱懸り申付候与力仁杉五郎左衛門義、買付米勘定仕上の節、町方御用達共手代路用失却は勘定相省かせ、東国穀米間屋路用失費は差戻、又ハ越後米買付として差し遣し候深川佐賀町又兵衛、遊興に遣い捨て候金子は相違、不足金の廉は組み込ませ、右体勘定取扱い、殊に其以前、東国間屋共おり買付米五百俵有余米に相成、積付破談に及候を売払候積り帳面相仕立て、相場違の浮金を立て、五郎左衛門私欲致し、其外同心ならびに相懸り同心共、品々不正の取計に及候をも存ぜず罷り在り候段、畢竟御救いの筋に付き、米買付方等五郎左衛門吉人へ悉相任せ置候故之義、不束之至に候、依之御役御免差扣被仰付候。

右於伊勢守殿御宅、若年寄衆、越中守殿、玄蕃頭殿御列座、伊勢守殿被仰渡候、御目付浅野金之丞、諏訪庄右衛門立合。

寅三月二十一日

5) その他の関係者への判決

遠島	仁杉五郎左衛門粹	鹿之助
遠島	同人養子	清之助
存命に候ば中追放		堀口六郎左衛門
叱	佐久間伝蔵妻	かね
無構	仁杉鹿之助妻	ミヤ

その他の関係者には、次のような判決があった。

役義取放	御徒目付	喜多村孫平
小普請、押込		石川栄之進
中追放	南地方役	相川忠右衛門
押込	年番下役	高木平治兵衛
同	町年寄	喜多村彦右衛門
手鎖	同人手代	忠右衛門、六蔵、安兵衛、由蔵、平右衛門、
		利平
押込		長岡儀兵衛、内藤佐助、千波太郎兵衛

重敲 押込	太郎兵衛手代	四郎右衛門 他三人 笹岡源右衛門 中田林太郎、平野平三郎 中野弥五兵衛 山倉久左衛門
無構（無罪）	浪人 同心	古川源治郎 三縄茂左衛門、中嶋太左衛門、 相屋孫兵衛
重追放 軽追放		安房屋又兵衛
江戸払	東国米問屋	拾貳人
過料五〆文	米掛名主安針町	雄左衛門
同断	深川平野町	平治郎
軽追放	活鯛屋敷 米掛名主 南八丁堀 村松町	源兵衛 一郎次、利左衛門 清左衛門 源六
過料三〆文宛		五人
無構	千波太郎兵衛手代 長岡義兵衛手代 内藤佐助手代	甚兵衛 清六 新助 相場兼左衛門

以上の経過のなかで注目されるのは、天保7年の不正事件が5年もたつてむしかえされていることである。天保12年になって町奉行のクビにかかわる問題となる必然性はない。

そこに、従来から指摘されているように、水野忠邦一鳥居耀蔵のラインによる謀略説が成り立つ。おそらくそのとおりであろう。

水野忠邦が、江戸市中の改革をめぐって激しく町奉行を弾劾したのが9月下旬であったが、そのなかで、

一今、一応厳しく申し諭し、若しこの上奉行・頭共不進のものこれ有り候わば、速やかに御人選にて御入替にも相成り候様仕り度候と主張していた。

水野忠邦は、改革に不熱心な奉行の更迭をせまっていたのである。水野忠邦が矢部定謙の罷免を意図して与力不正事件の調査を遠山に命じたのが、11月5日であった。

寄席の全廃を主張する水野に対して、これに反対する遠山が上申書を提出したのが11月14日であった。

また、芝居所替に強く反対する遠山の上申書が差し出されたのが11月10日であり、遠山の意見に将軍が賛成したのに対して、水野が意見書を将軍に出したのはその10日ほど後のことであった。株仲間解散令の問題についてもそのころは大詰めであり、町奉行は強く抵抗したものと考えられる。

このように、老中水野忠邦と町奉行遠山の金さん・矢部定謙との対立がピークに達し

たのが、この11月であったことがわかる。

このような対立を打開し、天保の改革、江戸市中の改革を推進するために、水野が町奉行の更迭を考えたであろうことは容易に推測できる。その攻撃の矢面に立たされたのが矢部定謙であり、そのいわば無理矢理の材料とされたのが5年も前の与力不正事件であった。

この矢部の罷免と処罰に辣腕を振ったのが、矢部の後釜に座る、謀略家、陰謀家と称される目付の鳥居耀蔵である。

老中水野忠邦による、町奉行罷免攻撃のターゲットにされたのが、遠山の金さんではなく矢部定謙であったおもな理由は、遠山に対する将軍の厚い信任であったろう。

公事上聴における特別の賞詞、芝居所替反対論への賛意などのうちに、将軍徳川家慶の遠山に寄せる信任の厚さが読み取れる。

老中の水野とて、そのような将軍お墨付きの名奉行を、ちょっとした理由でおいそれとクビを切るわけにはいかたかっと思われる。それゆえ遠山に対しては、株仲間解散令の触れ流しをサポタージュしたことをとりあげて、「御目通り差し扣え」の処分により一定の打撃を与え、矢部定謙については罷免にまで追い込んだのである。

水野の方針に強く抵抗した町奉行に打撃を与え、なお北町奉行として残る遠山を強く牽制するために、同僚の南町奉行の後任に、水野の方針に忠実な、あるいはそれよりなお厳しい市中改革を唱えた鳥居耀蔵を据えたのである。

なお、陰謀家としての鳥居耀蔵の生涯を描いたものとして、松岡英夫『鳥居耀蔵天保の改革の弾圧者』（中公新書、1991年）がある。

こうして天保13年の江戸は、南町奉行の鳥居甲斐守忠耀、北町奉行の遠山左衛門尉景元により支配されることとなった。遠山が水野に命じられて行った与力不正一件の調査が、形式のうえでは事の発端となったことから、「遠山が矢部をつついて鳥居をだす」などと、遠山のハマを風刺するものもあったが、江戸市中では、この矢部更迭劇を批判的にとらえている。「藤岡屋日記」にいくつもの落首が紹介されている。

町奉行吟味はへたで鳥居なし目付出された甲斐やなからん
矢部はちる芝居は引ける世の中に何とて町はうれなかるらん
荒ら目付何の鳥居で町奉行跡部(良弼)たのむは佐々木三蔵
矢部は飛びやぐらはかわる世の中になにとて町は銭なかるらん
粟稗に甲斐の出味噌塩からき水も吞まれぬ今の世の中
町支配矢部にするがはよけれども跡部こうかいするな老中
十人のなかで鳥居のない男だれがめききで出たか耀蔵

いずれも矢部の罷免を惜しみ、鳥居の登場を危惧する感情を露骨に表理している。そしてその後任鳥居耀蔵は、甲斐守と通称の耀蔵をかけて「耀甲斐」、さらにその音にかけて「妖怪」とあだ名され、江戸町人から恐れられ忌み嫌われた。

このような、鳥居という格好の敵役の登場により、遠山の存在がなおクローズアップされたことは当然であり、人々の記憶のなかに強く焼き付いたものと推測される。これは、遠山の金さん伝説成立には欠くことのできない条件であろう。

4) 息子二人も連座

天保 13 年 3 月 21 日、評定所に呼び出された鹿之助は父五郎左衛門の判決を聞かされた。この年の正月早々に病死しているにもかかわらず、「存命なら死罪」という厳しい判決であった。

同時に鹿之助と養子の弟清之助はともに遠島処分となり直ちに伝馬町牢屋敷の遠島待ちの揚屋敷に入れられた。

五郎左衛門への判決文の中に倅、鹿之助に関する記載があり、単に父親の罪に連座するだけでなく、公儀も鹿之助の行状については着目していたようである。

2人のその後の動静については第 16 章で詳しく述べる。